第百六十三条第一項	書面又は電磁的記録	書面
	記載し、又は記録して	記載して
	付記し、又は記録する	付記する
第百六十三条第四項	記録した	記載した
第二百九条	電子上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書
第二百十条第一項	電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）	抗告提起通知書
第二百十条第二項	電子抗告提起通知書	抗告提起通知書
	電子抗告許可申立て通知書	抗告許可申立て通知書

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第六十条　前条の規定による改正後の消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則（次項において「改正後消費者特例規則」という。）第十条の二、第十一条及び第十二条の規定は、施行日以後に提起される共通義務確認訴訟の結果を前提とする簡易確定手続開始の申立期間の伸長及び簡易確定手続開始の申立書について適用し、施行日前に提起された共通義務確認訴訟の結果を前提とする簡易確定手続開始の申立期間の伸長及び簡易確定手続開始の申立書については、なお従前の例による。

2　改正後消費者特例規則第三十七条第一項の規定は、施行日以後にされる消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第三十三条第一項の規定による届出に係る同法第五十七条第一項の異議後の訴訟における同項の授権の証明について適用し、施行日前にされた同法第三十三条第一項の規定による届出に係る同法第五十七条第一項の異議後の訴訟における同項の授権の証明については、なお従前の例による。

（発信者情報開示命令事件手続規則の一部改正）

第六十一条　発信者情報開示命令事件手続規則（令和四年最高裁判所規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（当事者に対する住所、氏名等の秘匿・法第十七条） **第九条**　発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第八章の規定（同規則第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項並びに第五十二条の二十三の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第五十二条の二十一第一項中「この規則の規定（第五十二条の十九（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定」と、同条第二項中「この規則」とあるのは「非訟事件手続規則」と読み替えるものとする。 ［２・３　略］ （発信者情報開示命令事件の記録の閲覧等） **第九条の二**　前条第一項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十第三項、第五項本文又は第六項の規定により文書その他の物件から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。	（当事者に対する住所、氏名等の秘匿・法第十七条） **第九条**　発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第七章の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定」と、同条第二項中「この規則」とあるのは「非訟事件手続規則」と読み替えるものとする。 ［２・３　同上］ ［新設］